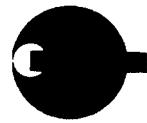


奈良県公報



目 次

ページ

○奈良県税条例の一部を改正する条例

二

○奈良県立医科大学附属病院使用料
及び手数料条例の一部を改正する
条例

六

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例(税務課)

1 個人県民税関係

所有期間が一年を超える上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、一パーセントの税率により課税する特例を廃止し、新たに、平成十六年度分から平成二十年度分までの個人の県民税については、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、一パーセントの税率により課税する特例措置を講ずることとした。

2 法人県民税関係

地方税法の改正により法人である政党又は政治団体について非課税措置が講じられたことに伴い、規定の整備を行うこととした。

3 不動産取得税関係

(1) 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を一律二パーセントとする特例措置を講ずることとした。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。

(3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。

(4) 農業組合が行う交換分合により取得する土地に係る減額措置を廃止することとした。

(5) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る減額措置を廃止することとした。

(6) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画に従つて譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象に認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従つて譲渡される不動産を追加したうえ、その適用期限を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。

(7) 平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に宅地評価土地の取得が行われた場合において、課税標準を当該宅地評価土地の価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。

4 たばこ税関係

(1) たばこ税の税率を、平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき百一円引き上げることとした。

(2) 旧三級品の紙巻たばこに係るたばこ税の税率を、平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき四十八円引き上げることとした。

5 ゴルフ場利用税関係

(1) 地方税法の改正により非課税措置が講じられた年齢十八歳未満の者、年齢七十歳以上の者及び障害者並びに国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う選手等は、非課税措置の適用を受けようとするときは、申告書の提出等をしなければならないこととした。

(2) 地方税法の改正により年齢十八歳未満の者、年齢七十歳以上の者及び障害者並びに国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う選手等について非課

- 6 課税措置が講じられたことに伴い、規定の整備を行うこととした。
- 6 自動車取得税関係
- (1) 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで五年の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。
- (2) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。
- (3) 平成十五年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より七十五パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率は、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から百分の一・五を控除した率することとした。
- (4) 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、その適用期限を平成十六年三月三十日まで一年延長することとした。
- (5) 平成十六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から百分の一を控除したこととした。
- 7 軽油引取税関係
- 税率の特例措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで五年延長することとした。
- 8 その他所要の規定の整備を行つこととした。
- 9 施行期日等
- (1) 平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、4については同年七月一日から、8の一部については同年四月十六日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- ◇奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（医務課
医大・県立病院室）

条 例

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年三月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十八号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第二百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第三十八条の四中「六百九十一円」を「七百九十三円」に改める。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな獵免許又は第一種銃獵免許」に改め、同項第三号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃獵免許」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 放鳥獵区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下「鳥獣保護法」という。）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獵区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録申請書」に改める。

第七十八条第一項中「第八条ノ三第一項」を「第五十六条」に、「登録申請書」を「申請書」に改める。

第八十二条の次に次の二条を加える。

（ゴルフ場利用税の非課税の申告書の提出等）

第八十二条の二 法第七十五条の二各号に掲げる者は、同条の規定の適用を受けようと

するときは、当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に規則で定める事項を記載した申告書を提出し、及び規則で定める書面を提示しなければならない。

2 法第七十五条の三各号に掲げるゴルフ場の利用を行う者は、同条の規定の適用を受けようとするときは、当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に規則で定める事項を記載した申告書及び規則で定める書面を提出しなければならない。

3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、第一項の申告書又は前項の申告書及び書面(以下この項において「申告書等」という。)の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、知事に申告書等を提出しなければならない。

第八十三条第三項中「第四号」を「第一号」に改め、同項第一号及び第一号を削り、同項第三号中「及びその予選会並びにこれら」及び「(以下「国民体育大会等」という。)」を削り、「当該国民体育大会等」を「当該競技会」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第一号とし、同条第四項を削る。

第九十一条第一項第一号を次のように改める。

一 利用者の数

第一百二十八条第一号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第一号中「丙種狩猟免許」を「第一種銃猟免許」に改める。附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第七条の四の前の見出しが削り、同条を次のように改める。

(不動産取得税の税率の特例)

第七条の四 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三十七条の五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第三十七条の十三第一項若しくは第二項、第三十七条の十六の三第一項又は附則第八条第一項、第四項若しくは第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税率の算定に用いられた税率」とする。

附則第七条の五を削る。

附則第八条第一項及び第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十日」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 次の表の上欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。)に従つて営業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から営業の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で施行令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下この表において「特別措置法」という。)第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者	特別措置法第三条第一項の規定による認定(特別措置法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者
二 特別措置法第五条の二第一項に規定する認定共同事業再編計画	特別措置法第五条第一項の規定による認定(特別措置法第五条の二第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第五条第一項の規定による認定(特別措置法第七条第一項の規定による認定を含む。)
三 特別措置法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第六条第一項の規定による認定(特別措置法第五条の二第一項の規定による認定を含む。)	特別措置法第七条第一項の規定による認定(特別措置法第七条第一項の規定による変更の認定を含む。)

附則第八条第八項から第十三項まで削り、同条第十四項を同条第八項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第七項」に、「附則第八条第十三項」を「附則第八条第七項」に、「附則第八条第十四項各号」を「附則第八条第八項各号」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第八条の二第一項中「平成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に、「同項第一号」を「又は同項第一号」に改め、「又は同条第七項に規定する交換分合によつて土地が失われた場合」を削り、同項の表前条第四項第一号及び第一号並びに第七項の項中「並びに第七項」を削る。

附則第八条の三中「若しくは第七項」を削る。

附則第八条の五第一項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「八百六十八円」を「九百六十九円」に改め、同条第一項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「四百十三円」を「四百六十一円」に改める。

附則第九条第三項中「附則第十条第五項」を「附則第十条第六項」に改める。

附則第十条第一項中「平成十一年二月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「四分の三」を「四分の一」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」を「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項、第四項又は第六項の規定がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百六条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項、第四項又は第六項の規定がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百六条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附則第十条の二中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「所得割」を「県民税の所得割」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第三十一条の二第二項第八号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第十四条第五項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改める。

附則第十四条の二第一項中「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「この項において」を「この項から第三項までにおいて」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用について(適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの)に適用する。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

附則第十四条の一「第四項を削り、同条第五項中「又は第一項」を削り、同項を同条第
四項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第七十五条、第七十八条及び第一百一十八条の改正規定 平成十五年四月十六日
- 第三十八条の四及び附則第八条の五の改正規定並びに附則第四条の規定 平成十五年七月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）附則第十四条の一の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

2 改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）附則第四条の規定は、平成十六年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第八条の五」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の五」とする。

3 平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）から同年十二月三十一日までの間ににおける旧条例附則第十四条第六項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法第三十七条の十第六項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第六項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第八条第十項から第十二項までの規定は、同条第十項に規定する営業の譲渡が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平

成十六年三月三十一日」とする。

3 新条例附則第八条の二「第一項及び第二項の規定は、平成十五年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第八条の二第三項の規定は、平成十五年一月一日以後の新条例第三十七条の十六の三第一項又は附則第八条第四項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第四条 平成十五年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に奈良県税条例第三十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸販売業者等（同条例第三十八条第一項に規定する卸販売業者等をいふ。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これら者が所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）附則第一百三十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

- 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）千本につき百一円
- 二 新条例附則第八条の五第一項に規定する紙巻たばこ 千本につき四十八円

3 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこの税法（昭和五十九年法律第七十一号）第一条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこの税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定によるたばこの税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第十四条第三項に規定する市町村たばこの税に

係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第一百三十二条第二項に規定するたばこの税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第一号に掲げるたばこの税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこの税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののはか、新条例第三十八条の三第二項中「前項」とあるのは、「奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十八号）附則第四条第一項」と読み替えて、新条例の規定中たばこの税に関する部分（新条例第三十八条の二第五項、第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。）を適用する。

7 卸販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、第一項の規定によりたばこの税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこの税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこの税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸販売業者等に係るたばこの税額から控除し、又は当該卸販売業者等に還付する。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第五条 新条例第八十二条の二、第八十三条第二項及び第九十一条第一項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対し課すべきゴルフ場利用税について適用し、

施行日前ににおけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお從

前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十条第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお從前の例による。

2 施行日前の旧条例附則第十条第七項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお從前の例による。

奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成十五年三月三十一日

奈良県条例第四十九号

奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例（昭和二十七年四月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「算定方法」第一号及び第二号の下に「並びに平成十五年厚生労働省告示第七十五号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）」を、「基準」第一号及び第二号の下に「並びに平成十五年厚生労働省告示第七十五号」を加える。

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則

奈良県
株式会社 春 日
発行
印刷

奈良市登大路町二〇
電話 ○七四二一三一七一〇一〇一〇代

奈良市三条栄町九一八八
電話 ○七四二一三五七二二二〇代